

(開会 午後2時57分)

事務局 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので第5回いすみ市農業委員会総会を開催させていただきます。

総会前に、令和7年4月1日付けの人事異動に伴い事務局の体制が変わりましたのでご報告いたします。

はじめに転出した職員を紹介いたします。

続きまして、転入した職員を紹介いたします。

それでは、ただいまから令和7年第5回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は5つでございます。

なお、議案第3号の番号3につきましては、申請者より取下願いがありましたので本日の議案から削除させていただきます。

それでは、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番 織本委員、8番 菰田委員の2名であり、出席委員数は委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして麻生副会長よりご挨拶を申し上げます。

副会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第2条並びに第4条の規定により、麻生副会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番 岩瀬委員、議席番号13番 中村委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は所有地に近く耕作し易いためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、引田字下畑、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は離農のためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、引田字四ノ町、地目、田、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

譲受人は法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号3、譲渡人理由は遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。水稻を計画しています。

申請土地、作田字弥田、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は賃貸借権設定。図面番号は2です。

譲受人は新規就農の法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号4、譲渡人理由は離農のためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、大原字榎谷、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3です。

番号5、譲渡人理由は相続により取得したが管理出来ないためです。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利なためです。ブルーベリー・季節野菜を計画しています。

申請土地、山田字南原、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号6、譲渡人理由は遠方に居住し耕作が出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。季節野菜・果樹を計画しています。

申請土地、岬町榎沢字向房、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号7、譲渡人理由は譲受人の要請に応じるためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。日本なしを計画しています。

申請土地、岬町谷上字田尻、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆
合計〇〇〇〇㎡。権利内容は使用貸借権設定。図面番号は6です。

番号8、譲渡人理由は遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、岬町嘉谷字吹来中、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆
合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号3について、10番 福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 10番 福山です。

まず、番号1ですが事務局の説明のとおりです。畑もきれいに管理されていますので問題ないと思います。

続いて番号2です。こちらも問題ないと思います。

番号3は、新規就農ということで、機械をリースして耕作するということでした。地元の方とトラブルのないようにと伝えました。問題ないと思います。

議長 次に番号4について、12番 吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 12番 吉野です。

問題ないと思います。

議長 次に番号5について、7番 岩瀬委員の補足説明をお願いいたします。

岩瀬委員 7番 岩瀬です。

譲受人の所有農地に隣接しており耕作しやすいということで問題ないと思います。

議長 次に番号6及び番号7について、13番 中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 13番 中村です。

番号6については、事務局の説明のとおりです。

番号7については、同じ地区の方で梨を栽培しており規模を拡大するということで問題ないと思います。

議長 次に番号8については、私が現地確認しており問題ありません。
担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。
挙手全員でございます。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてご説明いたします。
番号1、本件土地は国府台字細廓の田〇〇〇〇㎡で、苅谷橋の北東側に位置します。図面番号8です。
当初計画内容、建売分譲住宅用地〇〇〇〇㎡。
変更理由、敷地内北側及び東側に周辺農地から農業用水配管が敷地内にまたがって埋設されていることが判明し、住宅建築を行うことで農業用配水管に影響を及ぼす可能性があることから計画変更するものです。
承継計画は蓄電池設置です。
本申請と同時に農地法第5条の許可申請がなされております。議案第3号番号1です。
承継者である譲受人は、電気小売事業等を行う会社を経営しております。
上下水道なし、雨水は自然浸透で対応します。
権利の内容は売買による所有権移転です。
全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。
以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします

鳥山委員 6番 鳥山です。

現在の状況は、土地は盛土し整地されている状態です。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。
挙手全員でございます。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1は、議案第2号、番号1と同一案件のため説明を省略いたします。
番号2、本件土地は日在字下田原の田〇〇〇〇㎡で直売所の西側に位置します。図面番号9です。
申請地は土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し原則として許可出来ませんが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設であることから例外的に許可出来るものであると考えます。
転用目的は店舗です。譲受人は申請地付近の家で生活しておりますが、申請地を取得し埋立て店舗を建築します。2室区画のうち1室区画で申請者が物品販売を行い、もう1室区画は賃貸する予定です。
用水は市営水道、排水は南側公道に埋設されたU字溝へ処理します。
権利の内容は売買による所有権移転です。
全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。
番号4から番号13は同一案件のため一括で説明いたします。
本件土地は岬町和泉字野際の田と畑〇〇〇〇㎡でJR太東駅の東に位置します。図面番号11です。
住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地であ

ると考えます。

譲受人は印西市ほかで太陽光発電業を営んでおります。

転用目的は太陽光発電施設で太陽光パネル2, 100枚を設置するものです。

権利の内容は所有権移転及び地上権設定です。

全体の所有資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は、道路法、いすみ市法定外公共物管理条例について建設課に申請済です。また、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱について環境保全課に申請済です。

排水については雨水のみで敷地内に土側溝を設置し、場外への雨水流出を防ぎ敷地内浸透処理します。

番号14、本件土地は岬町和泉字荒杭の田〇〇〇〇㎡で家電量販店の東側に位置します。図面番号12です。

申請地は区画整理事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地に該当し原則として許可出来ませんが、住宅で既存集落に接続して設置することから例外的に許可出来るものであると考えます。

譲受人は現在賃貸住宅住まいのため、自己住宅を建築する計画です。

用水は市営水道、雨水は宅内浸透処理、し尿及び雑排水は宅内に合併処理浄化槽を設置処理し南側排水路へ排水します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金と借入金にて賄います。

番号15、本件土地は岬町桑田字駒方の田〇〇〇〇㎡でコンクリート製品製造工場の北側に位置します。図面番号13です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル168枚を設置します。

周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は電気事業法について経済産業省に登録済です。

いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 鳥山委員の補足説明をお願ひいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。

農業用水配管が敷地内にまたがって埋設されていることが判明したということです。近接者に対する説明も終わっているということです。問題はないと思われます。

議 長 番号2について、5番 吉清委員の補足説明をお願ひいたします。

吉清委員 5番 吉清です。

事務局の説明どおりです。問題はないと思ひます。

議 長 番号4から番号14について、3番 吉田委員の補足説明をお願ひいたします。

吉田委員 3番 吉田です。

元は溜池のため中型の機械でも沈んでしまう場所です。

番号14については田、畑、住宅が混在しているところだす。問題はないと思ひます。

議 長 番号15について、13番 中村委員の補足説明をお願ひいたします。

中村委員 13番 中村です。

事務局の説明どおりです。

議 長 担当委員の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませぬか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございませぬので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひませぬ。

挙手全員ございませぬ。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

新規設定で、賃借権3件、貸付者3名、借受者2名、田、11,937㎡。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、令和7年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）につきまして、ご説明いたします。

この目標の設定については、令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとの国の通知により設定するものです。

はじめに、I 農業委員会の状況ですが、記載のとおり統計で示されている数値等が入っておりますので説明は省略いたします。

次に、Ⅱ 最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積についてです。現在の集積面積及び集積率を、①現状及び課題で示しております。②目標の集積率ですが、指針において農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には当該集積率を目標とし、これに該当しない場合は、都道府県若しくは市町村が定めた目標を設定するものとなっていることから、市の集積目標32%を設定しております。今年度末の集積率については、弾力的に設定できるものとするとなっており23%と設定しております。

(2) 遊休農地の解消、①現状及び課題では前年度実施しました利用状況調査の結果を示しております。②目標についてですが、目標数値の指示がなされておりますのでその数値を入れております。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題では過去3年間の実績を示しております。②目標についてですが、目標数値の指示がなされておりますのでその数値を入れております。なお、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積というのは、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者等から内諾を得ておくものです。

次に、2 最適化活動の活動目標ですが、先に(2)活動強化月間の設定目標について説明させていただきます。この強化月間については、目標数値の指示が記載されておりませんが、年3回以上設定するように求められていることから、3回と設定しております。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についても目標数値の指示が記載されておりませんが、1 最適化活動の成果目標を達成するために相応しい活動日数を地域の実情を勘案しつつ設定するとなっていることから、1人当たりの活動日数を5日と設定しております。(3)新規参入相談会への参加目標ですが、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するとなっていることから、最低限の1回と設定しております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが何かありますか。

事務局 3月開催の第4回農業委員会総会で報告させていただきました非農地判断につきましては、議案から削除いたしますのでご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、農地の転用事実に関する照会に対する回答について、11ページから12ページに記載のとおり報告いたします。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他に無いようでありますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和7年第5回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後4時13分)

議事録署名人

議長

委員

委員